

名護市東海岸漁協が11月16日に設立され、同24日に知事に認可申請された。知事は、申請後2カ月間に認可するか否かを判断することになる。

名護市東海岸漁協の設立には、いかなる意義があるだろうか。

江戸時代、本土には「海の入



熊本 一規

会」の権利（漁村が地先水面を入会地のように支配する権利）があった。沖縄でも、沿海村落の地先のイノーは「海方切」と呼ばれ、琉球王朝は、その区域を明確に定めるとともに、沿海村落に漁場管理や納税等の義務を負わせる代わりに海方切の占有権を認めていた。

明治時代に入って「海の所有」

が否定されたため、「海の入会」の権利は、漁業法上の「専用漁業権」とされた。専用漁業権は、入会集団に漁業組合を創らせ、そこに免許された。他方、漁業

組合が創られなかった地域では、「海の入会」の権利は「入会漁業権（入会漁業を営む権

名護東の漁協認可当然

漁業権放棄の決定は暴挙

利」として存続することになった。入会漁業権は「慣習に基

づく権利」であるとともに、「入会権は慣習に従う」と規定した民法に基づく権利でもある。専用漁業権は、昭和漁業法では「共同漁業権」とされ、漁協に免許されることとなった。

本年6月、名護市で漁協組合

員以外の者に貝や海藻を採ることを禁じた看板が問題になった

（沖縄タイムス6月29日付参照）。これは、沿岸住民の持つ入会漁業権を無視した違法な看板であり、具も違法であること

を認めている。共同漁業権が名護漁協に免許されていることから、漁協が地域住民を排除でき

るかのような誤解が生まれたのである。

名護漁協の組合員の多くは主として名護市西海域で漁業を営んでいる。国が名護漁協の総会決議で辺野古埋め立てを進めるのは、おかしなことであり、名護市東海岸漁民・住民の入会漁業権を無視した暴挙、かつ違法

行為である。

この暴挙は間違った免許にも大きな原因がある。名護漁協には、名護市東海域の沖縄第5号共同漁業権と西海域の沖縄第3号共同漁業権の両方が免許されているが、このような変則的な

免許は全国にも他に例がない、「海の入会」・海方切に反した間違った免許である。復帰時に昭和漁業法を適用する際、第5号共同漁業権を免許することを決めたものの、名護市東海岸には漁協がないので、西海岸の名護

漁協に免許したためであろう。以上の経緯に鑑みれば、名護市東海岸漁協の設立・認可が名護市東海岸地域の振興につながる

こと、また、知事が名護市東海岸漁協を認可し、第5号共同漁業権を共有できるようにすべきことは明らかである。（東京都、明治学院大学教授、68歳）